

ID: 362

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	下水道排水設備指定工事店の指定の更新
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道排水設備指定工事店規則 第8条第1項
例 規 番 号	平成11年規則第5号
【根拠条文】 (指定の更新) 第8条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、市長の指定する期日までに様式第1号による申請書を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (指定工事店の指定) 第3条 条例第6条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。 (1) 責任技術者が1名以上専属していること。 (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 兵庫県内に営業所があること。 (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。 ア 工事業者(法人にあっては代表者)が破産手続き開始の決定を受けた者であって復権していない場合 イ 工事業者(法人にあっては代表者)が第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合 ウ 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合 エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 オ 工事業者が精神の機能の障害によりその業務に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合 カ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合 2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和2年10月1日